

授業科目名 (英訳)	憲法 I (統治システム) Constitutional Law I					担当者所属 職名・氏名	総合生存学館 教授・大石 眞				
配当学年	1・2・3 回生	単位数	2	開講年度 開講期	H27 前期	曜時限	火/4	授業形態	講義	使用言語	日本語
<b>〔授業の概要・目的〕</b>											
<p>立憲的な統治システム論に焦点を当て、立憲主義・憲法秩序・代表民主制・議院内閣制・司法審査制・財政立憲主義・地方自治といった主要な構成要素について、司法判例・議会先例・行政事例などの具体的な素材に即しつつ講説する。その際、広い視野に立った統治システム論を身につけることを目的として、現行制度や判例等の単なる解釈や紹介にとどまることなく、一般憲法学・比較憲法史的な観点を加味した分析と説明を行うことによって、立法政策的な視点を採り入れた統治システム論に関する総合的な知見を修得することを目標とする。</p>											
<b>〔到達目標〕</b>											
<p>統治システムを構成するさまざまな要素を的確に理解して、その多様性に学ぶとともにその共通点を探ることによって、グローバルリーダーとなるに相応しい国政に関する見識と長期的な展望をそなえることができるようにする。</p>											
<b>〔授業計画と内容〕</b>											
<p>上記目的のために、まず、(1) 立憲的統治システムの政治的思想と制度的要素を概観した後に、安全保障政策に大きく関わる(2) 平和主義をめぐる規範と政策を検討する。次いで、統治システムの第一要素である国民と国会との関係に絞るかたちで、(3) 公民団と代表民主制、(4) 政党と国政選挙のあり方について、それぞれ検討を加えることにする。そして、統治システムの第二要素を形づくる国会と政府の関係に着目するかたちで、(5) 両議院の構成と両議院関係、(6) 議院内閣制の原理と歴史、(7) 法律制定と政府統制の機能を、順次取り上げる。その後、立憲的な統治システムの第三要素をなす政治と裁判の関係に目を向けて、(8) 司法権の組織と内容、(9) 違憲審査制の原理と運用について、考察する。さらに、立憲的な統治システムを経済的に支える財政作用に焦点を当て、(10) 課税法律主義の内容と意義、(11) 予算制度のあり方を踏まえた後に、(12) 国家と自治体の関係について、(13) 地方自治の原理と内容、(14) 地方自治権の内実などを検討することによって、考察することにした。</p>											
<b>〔履修要件〕</b>											
特になし											
<b>〔成績評価の方法・観点及び達成度〕</b>											
<p>出席態度に見る平常点とレポートにより、上記のテーマに関する基本的知識の修得の度合いを基準として、統治システムの多様性と共通点に対する理解の深さという観点から、評価する。</p>											
<b>〔教科書〕</b>											
大石 眞『憲法講義 I (第 3 版)』有斐閣、2014 年											
<b>〔参考書等〕</b>											
大石 眞＝大沢秀介編『判例憲法 (第 2 版)』有斐閣、2013 年 (第 2 刷)											
<b>〔授業外学習 (予習・復習) 等〕</b>											
教科書は予め目を通しておくことが求められる。											
<b>〔その他 (オフィスアワー等) 〕</b>											
適宜、資料を配布する。オフィスアワーは特に設けず、事前のアポイントによる。											